

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープみらい コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番地七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）コープみらい コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東特定土地区画整理地内四街区一・二・三・五・

六・七・八

（変更後）コープみらい コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番地七外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川祐司

埼玉県さいたま市根岸一丁目五番五号

（変更後）生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

ハ 変更年月日

平成二十七年六月四日外

ニ 届出年月日

平成三十年七月十三日

二 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年十二月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年八月三日から平成三十年十二月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課